

会 員 各 位

平成 16 年 11 月 19 日
日本公認会計士協会
会長 藤 沼 亜 起

開示情報の信頼性の確保について

最近、一部の上場会社において有価証券報告書の虚偽記載が相次いで発生しており、証券市場の信頼性確保の観点から、企業内容の開示を巡って社会からの強い批判を招いていることはご承知のとおりであります。

こうした情勢下において、有価証券報告書の信頼性を確保する観点から、金融庁及び東京証券取引所は、別添のとおり、具体的な施策を公表しております。株主名簿における名義貸し等の有無の解明は監査の直接の対象ではありませんが、証券市場の信頼性の確保という社会的使命の一翼を担っている監査人においても、金融庁及び東京証券取引所が行っている有価証券報告書の記載内容の適正開示への対応について協力して取り組む必要があります。

(1) 金融庁が公表した「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応について」(平成 16 年 11 月 16 日)の「1. 有価証券報告書等の審査体制 (4)」では、すべての開示企業に対し株主の状況等についての開示内容を 1 ヶ月以内に自主的に点検することを求めております。証券取引法監査対象会社の監査人におかれましては、開示企業の自主点検作業にも十分に注意を払い、企業情報の信頼性の確保に努めていただきたい。

(2) 内部統制の有効性の評価結果に対する報告書の制度化については、金融庁は金融審議会の審議事項として取り上げるように要請しておりますが、協会としても、財務情報の信頼性の確保のためには、企業の財務報告に係る内部統制の整備・充実が最重要事項と考えており、その制度化を強く要請していく所存であります。

また、協会が自主規制として実施しております品質管理レビューについて、社会の期待に応えるべくその充実強化に取り組むこととしております。

(3) 協会は、東京証券取引所と共同のプロジェクト「証券市場の信頼性の維持・向上のための検討プロジェクトチーム」(仮称)を立ち上げ、協会として採るべき措置について検討を開始しております。今後、当該プロジェクトの提言を受けて協会の具体的な施策を公表する所存であります。

(4) 一方、上場会社の粉飾事件が新聞等で報じられております。財務諸表の虚偽記載は監査の十分性に対する重大な疑義を生じ、監査制度全体への不信感を招くことにつながります。会員各位におかれましては、監査を取り巻く環境が非常に厳しくなっていることを十分にご認識いただき、財務諸表の監査において、先に公表した会長通牒「監査実務の充実に向けて」(平成 16 年 9 月 16 日付け)を踏まえ、監査の品質確保には格段の配意をお願いする次第であります。

以 上